

## 船舶事故調査報告書

平成26年6月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成25年8月1日（木） 13時06分ごろ～13時33分ごろの間）
発生場所	不明（船長が携帯電話で知人にえい航救助を依頼した場所～沖縄県南城市久高島南西方沖の間）
事故調査の経過	<p>平成25年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 海生丸、0.1トン 296-25395 沖縄、個人所有 3.24m (Lr) × 1.12m × 0.40m、FRP ガソリン機関、3.7kW、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年2月25日 免許証交付日 平成25年2月5日 （平成30年6月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機が濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、沖縄県西原町の船だまりを平成25年8月1日08時30分ごろ出発して久高島付近へ釣りに向かった。</p> <p>船長は、13時06分ごろ、知人に携帯電話により、アンカーロープが船外機のプロペラに絡んで航行不能になったとしてえい航救助を依頼した。</p> <p>知人は、13時33分ごろ、久高島南西方沖のさんご礁において、転覆して漂着している本船及び救命胴衣を発見し、携帯電話で118番通報して海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>船長は、14時28分ごろ、来援した海上保安庁のヘリコプターに発見され、吊り上げ救助されて救急車に引き渡された。</p> <p>船長は、死亡が確認され、死因は溺死と検案された。</p>

	<p>本船は、巡視艇の搭載ゴムボートにえい航され、西原町の船だまりに陸揚げされた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約50cm、海水温度 約25℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。 船長は、呼吸器系の持病があった。 本船には、衝突痕が認められなかった。</p>
<p><b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、西原町の船だまりを出発し、船長が、13時06分ごろ知人に携帯電話でえい航救助を依頼した後、知人が、13時33分ごろ、久高島南西方沖のさんご礁において、転覆して漂着している本船を発見したことから、この間において、本船が転覆したものと考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、落水した状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、西原町の船だまりを出発し、知人に携帯電話でえい航救助を依頼した後、久高島南西方沖に至る間において、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> </ul>